

光明天皇ほか 大光明寺陵の外形調査

清喜裕二 有馬 伸 横田真吾

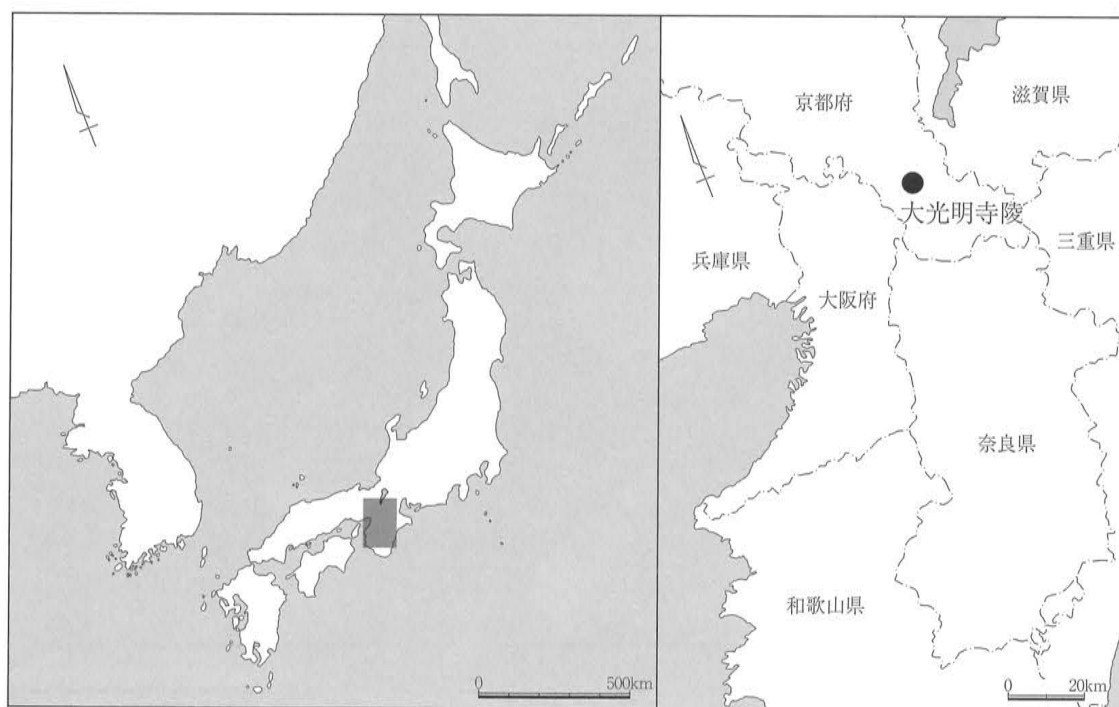
はじめに

光明天皇・崇光天皇・治仁王の2陵1墓からなる大光明寺陵（以下、当陵と表記）は、京都府京都市伏見区桃山町泰長老に所在する。本報告は、この大光明寺陵における外形測量の成果を示したものである。

陵墓調査室では、おおむね各年度1箇所の古代高塚式陵墓について墳丘外形調査を実施してきており、随時本誌に報告してきたところである。この調査は規模によって単年度で終了することもあれば、複数年度に渡る場合もある。また、調査対象の陵墓で過去に図面が作成されていたり、出土品があった場合は、それらの再整理も実施して合わせて報告を行い、調査内容の拡充に努めてきた。

ところで、本調査の名称は、古代高塚式陵墓の墳丘部が主要な対象であることから、「墳丘外形調査」と呼称することが多く、近年では、平成20年度から遠隔地陵墓の基礎的データの充実を図ってきた。しかし、調査対象は墳丘にのみとどまるものではなく、陵墓地の地形が何らかの遺構である場合は、当然調査対象となる。以下に報告を行う調査は、墳丘ではないが、まさに陵墓所在地の地形に対して実施したものである。

調査は、平成27・28年度の2ヶ年計画として、陵墓調査室からは3名が現地調査を担当して、桃山陵墓監区事務所職員の協力を得て実施した。第1次調査を平成28年1月26日～2月5日の間で行い、上部から地形測量を実施するとともに、必要な写真撮影を行い、地表面に見える遺物について採集を行った。第2次調査は平成28年5月25日～6月3日の間で実施して、前年度において未測に終わった範囲の測量、前年度分の補測を行い、測量図を完成させた。なお、調査地で撮影した写真については、第4図に撮影位置と撮影方向を①から⑯まで示した。図版1から8までの調査地①から⑯は、第4図の番号①から⑯と対応している。 (清喜裕二)



第1図 大光明寺陵 概略位置図 (1/25,000,000、1/2,000,000)

1 地理的・歴史的環境

(1) 地理的環境

当陵所在地である伏見の地は、北方に清水山、稻荷山など標高 240 m 前後を最高点とする山塊の南端に位置している。この山塊は、比叡山の南に位置する標高約 470 m 前後の大文字山や如意ヶ岳付近で、山科の市街地を挟んで東西に分かれて南に延びる地形の西側にあたる。この南端部は、東側にいったん谷を挟んでやや西側に突出するような地形となっている。これが、通称木幡山と呼ばれており、標高約 100 m 付近を最高所として、そこから西に広く緩やかに下る丘陵が延びている。そして、この一帯に伏見城や付随する城下町、伏見桃山陵・同東陵が築かれている。この丘陵は、宇治川に面した南側が急激に下り、宇治川右岸へと至る。また、西側は平地へと移行して鴨川と桂川の合流点に至る。当陵は、この丘陵の南端に位置しており、今回の調査対象となった斜面地は丘陵の南端斜面と一致している。さらに、当陵所在陵墓地の東端で北側に屈曲しており、人為的な造成によるものと考えられている。南側は宇治川を挟んで、古くは巨椋池を望むことができる眺望に恵まれた地である。

(2) 歴史的環境

当陵周辺には、北方の稻荷山や大岩山山麓付近から鴨川に至るまでの間に、弥生から古代にかけての集落遺跡が確認されている。古墳時代では、同じく稻荷山や大岩山山麓付近に有力な古墳の築造が見られ、近隣の古墳として、良好に残る埴輪列が確認された黄金塚 2 号墳などを挙げる事ができる。古代においては深草付近が秦氏の本拠地であったほか、西方には鳥羽離宮が造営されており、北方には伏見稻荷大社、東方には醍醐寺・法界寺など著名な寺社が建立されている。中世以降は、豊臣秀吉による伏見城（指月の丘、木幡山）の築城に伴う城下町の形成がなされたことにより、関連の遺跡が広く展開している。当陵の所在地周辺でも、発掘調査により伏見城に関係すると考えられる遺構が確認されているほか、当時の状態が現地形として残る箇所が多く見られる。近世以降は、伏見城の城下町を基盤にして京都と大阪を結ぶ水路の要衝として発展・繁栄したことはよく知られているところである。

(清喜)



第 2 図 大光明寺陵 位置図 (1/50,000)

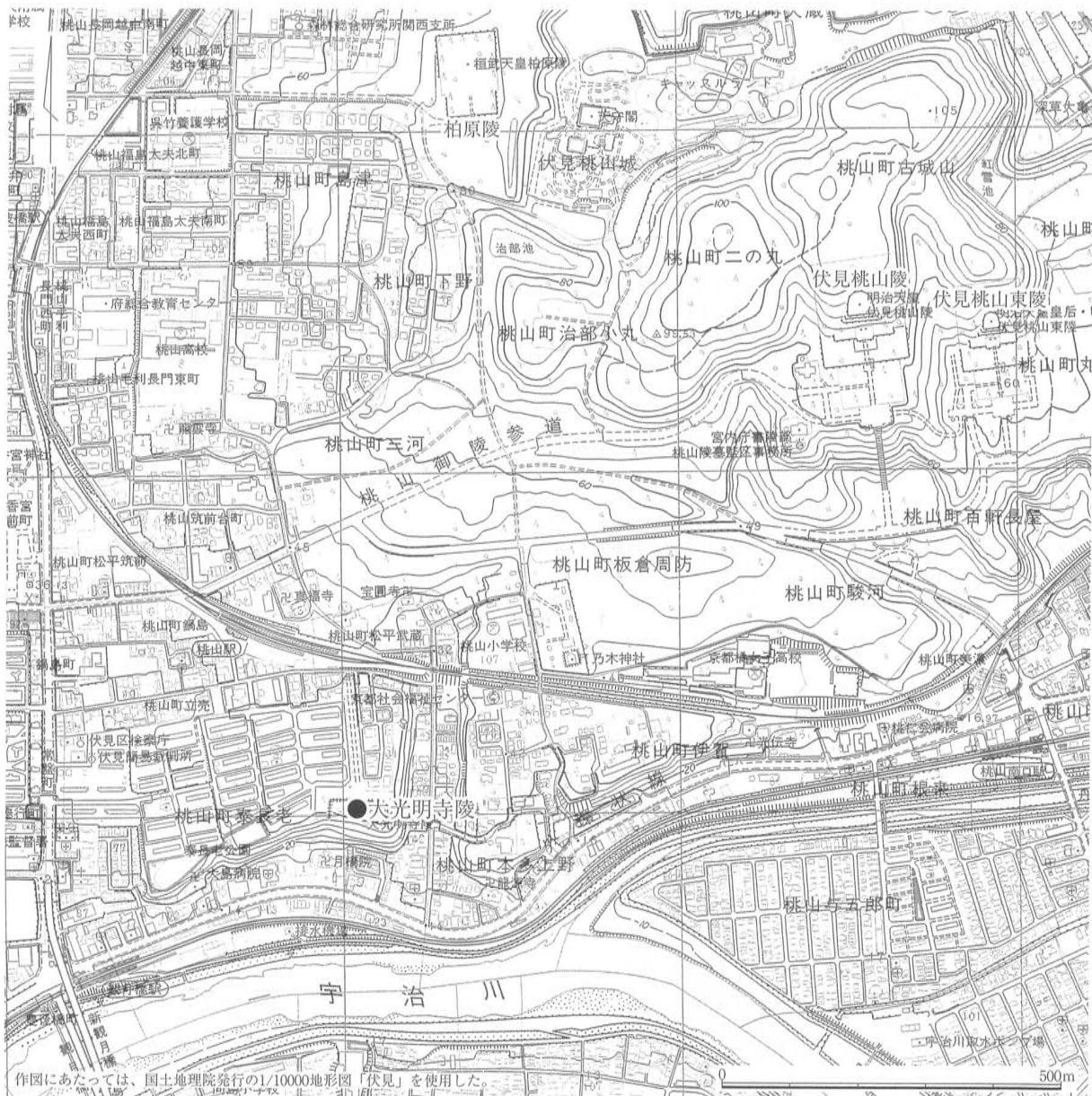
2 当陵及び周辺の来歴

(1) 伏見築城以前

伏見の地は、平安京や鳥羽離宮造営後はその近郊の山荘の地となっていたらしく、11世紀後半には藤原頼通の子、橘俊綱が山荘を営んでいる⁽¹⁾。その後、永長元年(1096)に白河上皇領となって以後は⁽²⁾、豊臣秀吉による伏見築城まで、基本的に皇室領として伝えられた。

この間、白河上皇時代の「臥見殿」⁽³⁾、仁安2年(1167)に後白河上皇のために新造されたという御所⁽⁴⁾、後深草上皇以降、離宮あるいは後院、女院の御所として使用された「伏見殿」⁽⁵⁾、永仁6年(1298)に始子内親王(遊義門院)のために建設され、その崩御後は後宇多上皇が建物を大覚寺に移建した「新御所」⁽⁶⁾など、殿舎が何度も造営されている。

また、橘俊綱の息子の妻が建立した「臥見堂」呼ばれる仏堂⁽⁷⁾、平範家が建立し応保元年(1161)に破却した護法寺⁽⁸⁾、後伏見上皇の女御であった広義門院西園寺寧子が上皇の菩提を弔うために文中年中(1352~56)に建立したとされる大光明寺⁽⁹⁾、文明11年(1479)に後土御門天皇が建立した般舟三昧院⁽¹⁰⁾など、複数の寺院も建立された。



第3図 大光明寺陵 詳細位置図 (1/10,000)

特に、14世紀後半から15世紀半ばまでの間は、貞成親王（尊称天皇后崇光太上天皇）の『看聞日記』により、親王の御所周辺に、多数の寺社が存在していたことを知ることができる。

伏見殿は、応永8年（1401）に焼失したのちは仮のものであったようだが、これも、主であった貞成親王一家が永享7年（1435）に洛中に転居した後は、貞成親王の隠居後に使用されている程度で、次第に荒廃していったものと推測される。一方、大光明寺、般舟三昧院や即成院などの寺院は、伏見築城前後まで存続していたようである。

（2）伏見築城以後

伏見の城については、築城の場所で2段階に大別され、さらにそれぞれを2段階に細別する、全4段階に区分するのが一般的になりつつある⁽¹¹⁾。

第1段階は、関白職と聚楽第を甥の秀次に譲った豊臣秀吉が、文禄元年（1592）に自身の隠居所として築き始めたもので⁽¹²⁾、その推定地から「指月屋敷」ともいわれる。第2段階は、指月屋敷を本格的な城郭に改修したもので、文禄3年中に工事がはじめられ、淀城から天守等が移建された⁽¹³⁾。翌4年に秀吉が切腹すると、その居城であった聚楽第の建物も移築されたという⁽¹⁴⁾。これが、「指月城」と呼ばれているものにあたるが、慶長元年（1596）閏7月13日の慶長伏見地震で主要建物が倒壊するなど甚大な被害を受けた⁽¹⁵⁾。第3段階は、城地を木幡山に改めて築かれたもので、同3年に秀吉が没したのもこの城においてであった。この城は、同5年の関ヶ原の戦い前夜において西軍に攻められて落城し、炎上している⁽¹⁶⁾。第4段階は、関ヶ原前哨戦によって焼失した城を徳川家康が再建したもので、同8年には家康、同10年には息子の秀忠がこの城で將軍宣下を受けている。しかし、豊臣氏滅亡と二条城築城により重要性が失われ、元和5年（1619）には廃城が決定した⁽¹⁷⁾。同9年には3代將軍家光もこの城で將軍宣下を受けているが、儀式にあたっては撤去予定の建物を若干修復したものといい⁽¹⁸⁾、その後、完全に廃城となっている。

秀吉、家康による築城と城下町の整備により、伏見の寺社は、移転を余儀なくされることとなった。大光明寺、般舟三昧院は、最終的に洛中へと移転し⁽¹⁹⁾、即成院は、伏見の中にとどまった。当陵の所在地は、「指月屋敷」・「指月城」段階ではその主郭に、木幡山城段階では武家等の屋敷地になったとされる。中世以前の伏見の地に思いを馳せようとしても、現在我々が目にしていく地形は、短期間の間に4回の築城・修復という大規模土木工事がおこなわれた結果のものであることに注意する必要がある。

（3）当陵の来歴

上記のように、当陵には2陵1墓が存在しているが、同時に治定されたものではない。

最初に治定されたのは崇光天皇の陵で、幕末の修陵時のことである。元禄の御陵改めでは決定されなかったが⁽²⁰⁾、幕末の修陵の際に、大光明寺の旧地と考えられていた字・泰長老に、石が4個ほど露出して三方を小さな陸で囲まれた高まりがあり、それを治定したものである⁽²¹⁾。

一方、光明天皇の陵所は、元禄の御陵改めにおいて摂津国勝尾寺内の石塔とされ⁽²²⁾、幕末の修陵においても同地に修補が加えられている⁽²³⁾。しかし、明治に入ると治定に対する疑念が生じたようで、当時陵墓のことを管掌していた教部省は、明治7年（1874）には国史編輯局に対して勘註書の下げ戻しを照会したり、翌年には修史局に対して「検査ノ上申スヘク」と回答したりしている⁽²⁴⁾。同10年には、幕末の修陵後に配置していた守戸を廃し、当分の間、近在する開成皇子墓の墓掌丁が兼任することが決まっているほか、「未定陵」と呼称している⁽²⁵⁾。その後、明治22年にいたって、徳川義禮所蔵『神皇系図』の「御骨奉入大光明寺」の記述から、現在地に治定された⁽²⁶⁾。

治仁王の墓所が治定されたのは大正6年7月31日のことである。『看聞日記』の記述から王の火葬骨が大光明寺に納められたのは明らかであることから、当陵域内に治定したものである⁽²⁷⁾。

なお、崇光天皇陵が単独で存在していた時期には、陵の正面は西を向いており、北側から延びる参道が東に直角に折れて拝所に至る構造になっていた。明治22年に光明天皇陵が東側に治定された後、同27年に現状のように北を正面とする改修がおこなわれている。また、今回の測量対象となった南側斜面は、明治31年に帝室林野局から移管されたものである⁽²⁸⁾。

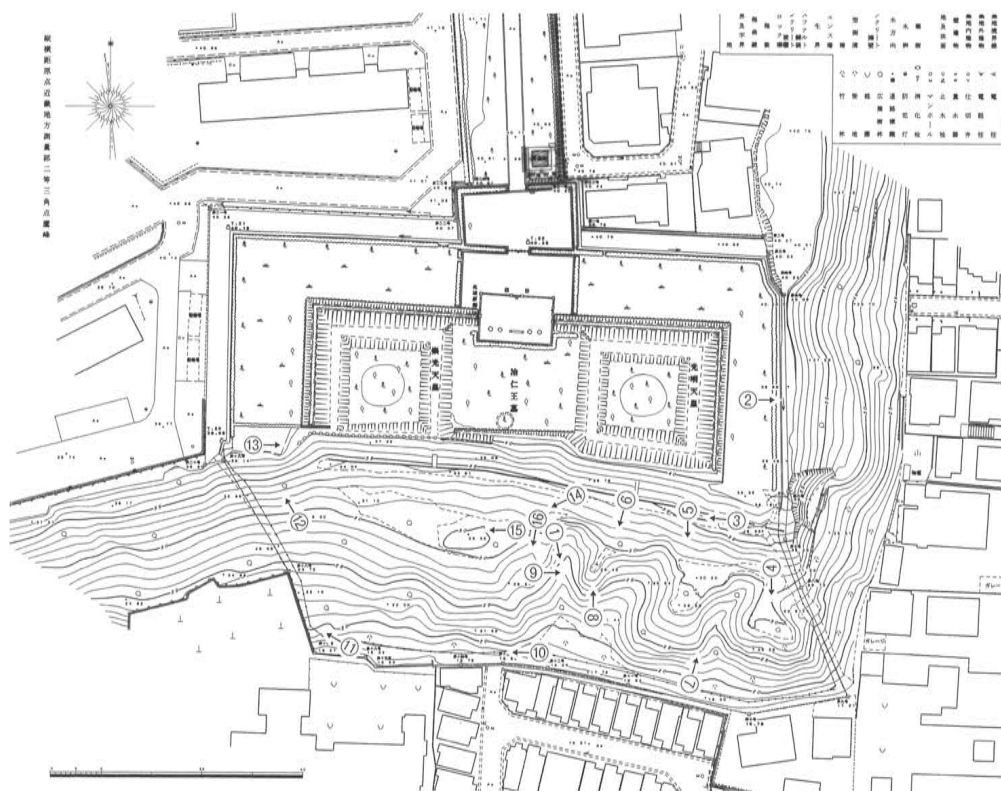
（有馬 伸）

3 調査に至る経緯

当陵敷地の南端部分が急傾斜地であり、崩れた場合には隣接地へ被害をおよぼしかねない状況であることは、現地を管理する桃山陵墓監区事務所において早くから危惧されていた。平成 18 年度には、21 年度からの次期陵墓特別営繕工事計画策定にあたり、当陵の防災整備工事を盛り込むよう同事務所から陵墓課に対し要望が出されたが、大規模陵墓の墳塋裾護岸工事に注力していた時期でもあり、この時には計画には盛り込まれなかった。そうした中、22 年 7 月の大雨によって当陵近くの急傾斜地で土砂災害が発生し、当陵の斜面地に対しても、近隣住民から監区事務所へ懸念が伝えられるに至った。このため監区事務所では、翌年度に陵墓課に対して改めての工事要求をおこない、ここでようやく工事計画に組み込まれることとなった。これを受けて 25 年には、工事担当部署である京都事務所が「大光明寺陵及び円融天皇陵防災整備工事に伴う基本設計業務」を実施し、コンサルタント業者から複数の工法案が提示された。なお、この間、23 年 5 月にも近隣の急傾斜地で土砂災害が発生したほか、24 年度末には、京都府京都土木事務所によって土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の住民説明がおこなわれ、28 年 6 月には、当陵の急傾斜地が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている⁽²⁹⁾。

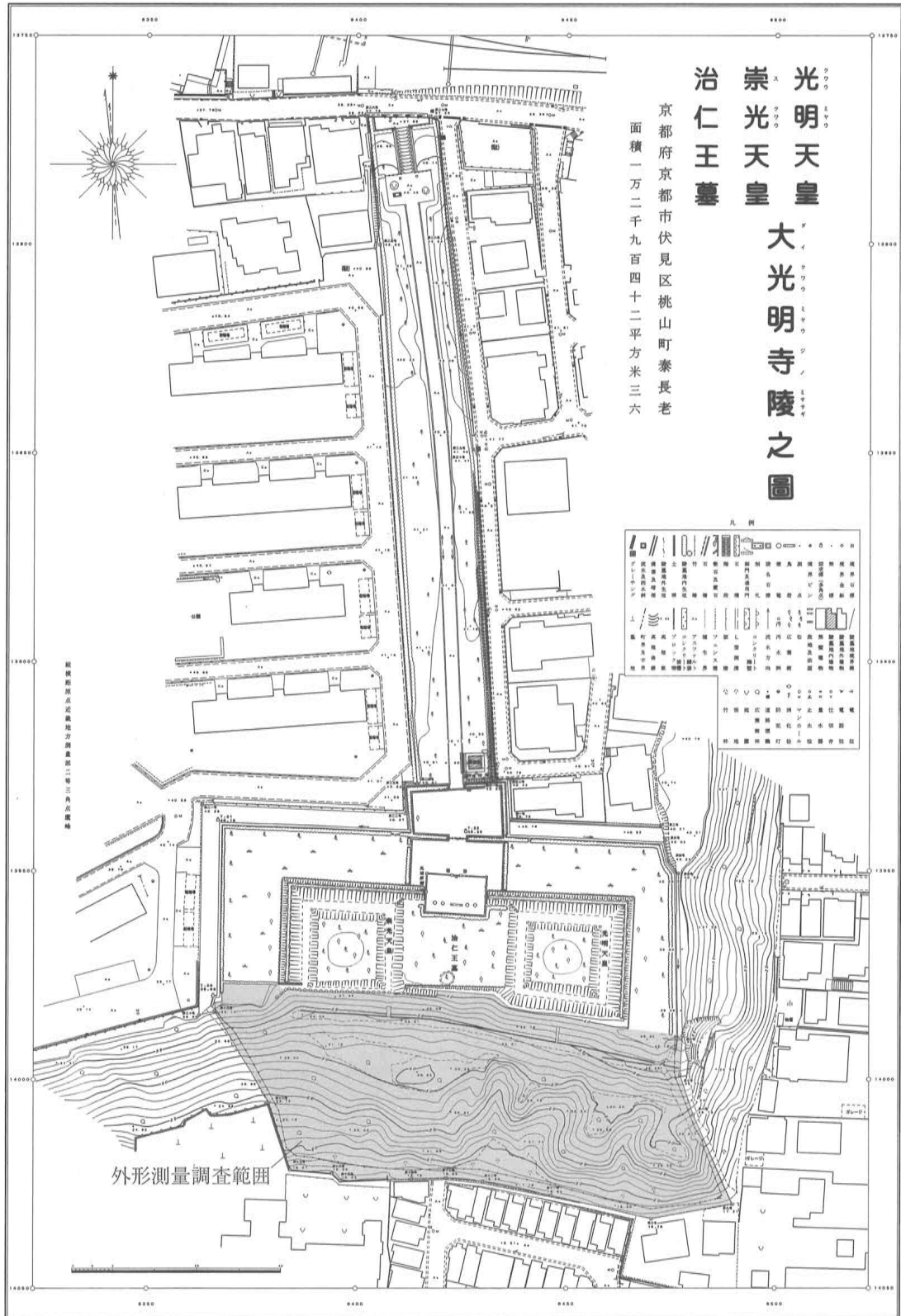
陵墓調査室では、かねてより陵墓地形図上で急傾斜地内に等高線の不自然な乱れが認められることに注目していた。そのため、監区事務所から防災整備工事についての問い合わせを受けると、室員による現地踏査を実施し、その結果、それら不自然な地形が人為的改変＝遺構である可能性が高いことを確認した。当陵が埋蔵文化財包蔵地伏見城の範囲内であり、かつ指月城の想定範囲内に所在することもあり、なるべく遺構を破壊することのない工法を選択して欲しい旨を監区事務所に伝達するとともに、工事を実施する場合の調査方法等について、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課とも意見交換をおこなった。

最終的に、斜面に鉄筋を差し込み、それをワイヤーネットでつなぐ、という工法が選択され、切り土によって遺構が破壊されることは回避された。しかし、ワイヤーネットが張られてしまうことは事実であり、調査室としては、工事施工前に詳細測量を実施し、現状を記録保存することにしたものである。(有馬)

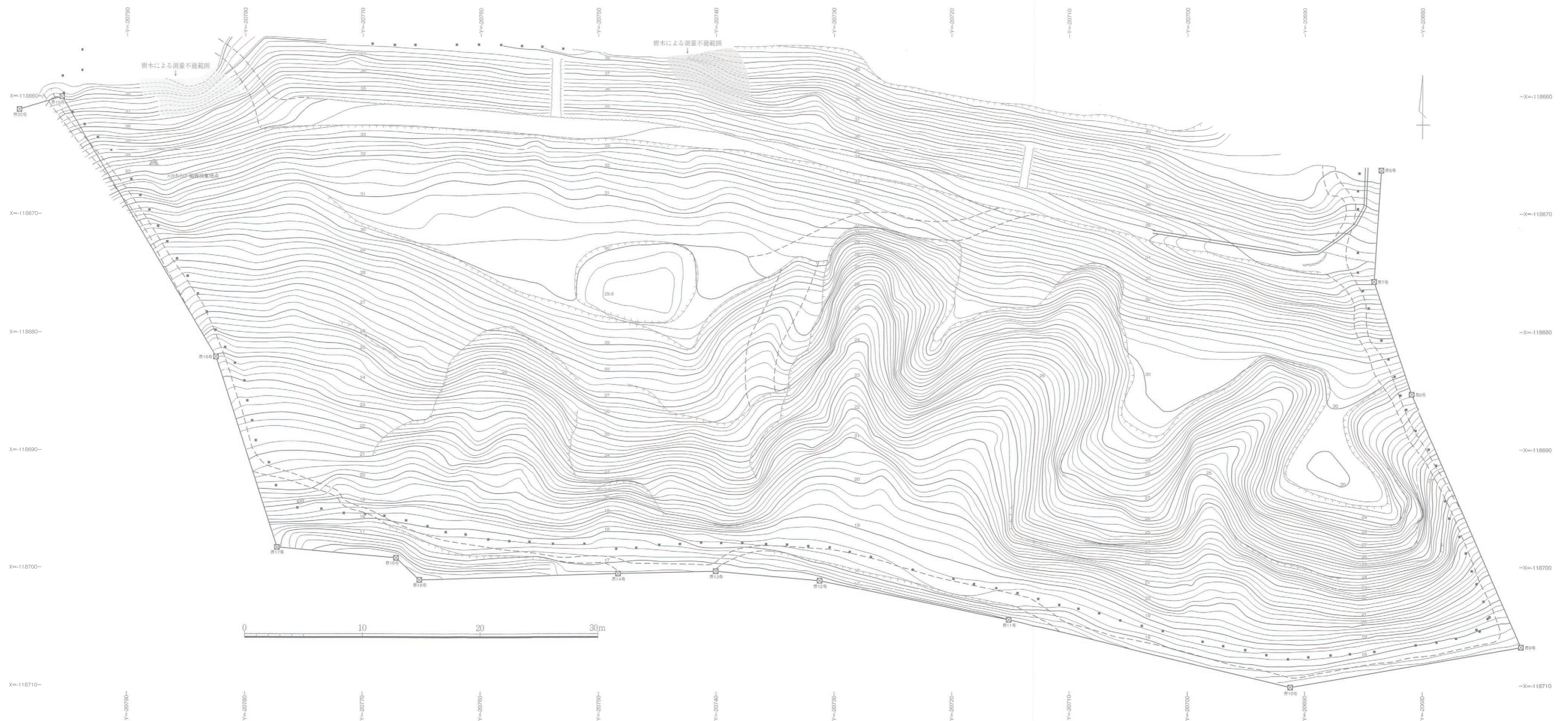


第 4 図 大光明寺陵 写真撮影位置図 (1/1,500)

昭和二年測量
昭和三年製圖
平成十三年修正



第5図 大光明寺陵 陵墓地形図と調査範囲 (1/1,500)



第6図 大光明寺陵 調査地測量図 (1/250)

4 外形調査

外形調査では、工事予定の大光明寺陵南側斜面、東西約 125 m、南北約 54 m の範囲をトータルステーションによって高さ 25 cm 間隔で測量した（第 6 図）。調査地の比高差は、標高約 16 から 40 m までで、約 24 m である。測量の結果、1 m 間隔等高線の旧地形図では明瞭に表現できなかった微細地形も描画することができた。また、時期不明であるが、斜面に存在する石材の位置を記録し、調査地に散布する遺物も採集した。

（1）測量の基準

本報告で使用する座標は、ITRF（国際地球基準座標系）に基づいた世界測地系の平面直角座標第 VI 系を用い、地図中で方位記号の指し示す方角は座標北である。高さの基準面には東京湾平均海面（T.P.）を用いた。ただし、昭和 2 年（1927）測量の陵墓地形図については基準が上記と異なる。調査地には、遺構の可能性のある平坦面や平坦面上の窪み、竪堀などがあった（第 9 図）。以下ではそれらについて述べる。

（2）遺構の概要

平坦面 調査地で特徴的な地形としては、まず東西に残る 4 箇所（箇所）の平坦面が挙げられる。西から東へ平坦面①・②・③・④としておく。平坦面はそれぞれ標高 30 から 31 m までがほぼ平坦で、南端を結ぶと直線につながることから、元々は東西に長い 1 つの平坦面、曲輪であった可能性が考えられる。平坦面①は、その中央に東西 10.4 m、南北 6.9 m、深さ約 0.5 m の窪みが存在する。この平坦面が盛土によるものか地山削り出しによるものかは、発掘調査をしていないため、現地で判断がつかなかったが、整備工事前のボーリング調査結果では地山と考えられた。

竪堀 上述の平坦面を削り込む形で存在する南北に長い人工的な堀状地形である。調査地中央付近から東にかけて竪堀①・②・③としておく。竪堀①と②が近接していること、竪堀③が「く」の字に曲がっていることから、人工的な掘り込みと考えた。調査地西側にも浅い堀状地形があるが、こちらは竪堀としたものと深さが明らかに異なり、斜面が自然崩落した箇所と考えられる。また、調査地東端の平坦面④東側にも堀状地形がある。平坦面を抉るように竪堀が存在することから、順序としては平坦面が整備されてから、竪堀が設けられたと考えられる。

犬走り 調査地北側の標高 34 から 35 m 付近に存在する幅約 1.5 m、長さ約 95 m の平坦な通路である。現在この場所は、陵墓管理用の通路として使われているが、陵墓地になる以前からこうした地形が存在していたかは不明である。陵墓地になってから取って替えて斜面を削り、平坦な通路を造り出すには必然性に乏しい場所であることや、陵墓地になる以前から存在した場合、その地形より犬走りの可能性があることから、ここでは犬走りと呼んでおく。

通路 竪堀①の西から北にある細い人工的な通路状の地形である。犬走りより平坦面①における北側通路と平坦面①から下における南側通路にわかれる。南側通路は東側に土塁状の高まりがある。また、南側通路は、おける途中で崖状地形により行き止まりとなって、陵墓管理の用をなさない。そのことから、南側通路は陵墓地となる以前に設けられたものと考えられる。その場合、北側通路や犬走りも陵墓地となる以前から存在した地形の可能性はある。

石材 調査地西端付近に存在する 2 個の石材である。境界標石の界 18 から 19 号間にあるものを石①、界 17 号から 18 号間にあるものを石②とした。双方表面が風化しており、肉眼観察からは花崗岩と考えられる。石①は東西約 70 cm、南北約 60 cm が地上に露出し、石②は東西約 55 cm、南北約 45 cm が地上に露出している。

遺構の順序 調査地における上記の遺構について、その造られた順序としては、おおよそ次のとおりである。まず第 1 段階は、平坦面の整備がおこなわれる。この段階には、まだ平坦面①から④がおそらく 1 つの長い平坦面、曲輪であった。つぎに第 2 段階は、平坦面を削って竪堀が設けられる。竪堀は城郭遺構の防御施設として存在することから、第 1 段階から第 2 段階にかけて調査地は、防御施設としての性格が強まったと考えられる。平坦面①の窪み、犬走り、北側通路は、第 1 段階より存在した可能性があるが、南側通路は平坦面①を削るように存在することから竪堀と同じく第 2 段階以降のものと考えられる。（横田真吾）

5 採集遺物

調査で採集した遺物は13点で、コンテナ1箱分である(第7・8図)。ここでは、瓦と陶磁器について順に述べる。採集地点はAからCであるが、瓦の小片などは採集地点以外にもみられた。A地点採集のものは、1、2、4、5、6、7、8番、B地点採集のものは10から13番、C地点採集のものは3、9番である。丸瓦の製作技法については、長辺に対して粘土からの切りだし痕跡が斜めに残るコビキA技法と、長辺に対して粘土からの切りだし痕跡が直交して残るコビキB技法とがある⁽³⁰⁾。

(1) 瓦

瓦は、軒丸瓦2点、軒平瓦1点、丸瓦5点、平瓦1点を採集した。

軒丸瓦 1は瓦当部分のみで、瓦当面も1割ほどしか残っていないが、菊花紋軒丸瓦と考えられる。復元すると、2重8葉の菊花紋軒丸瓦となる。瓦当面の周縁と凸部分には金箔が張られていたことが、赤褐色の漆と微量に残る金によってわかる。2は軒丸瓦である。瓦当部分と丸瓦部が4割ほど残る。復元すると、周縁のない2重16葉の菊花紋軒丸瓦となる。丸瓦部の内側には、コビキB技法の痕跡が明瞭にみられる。金箔は残っていないものの、ごく微量に残る漆の痕跡より、金箔が張られていたものと考えられる。

軒平瓦 3は顎部接着面より下が剥がれている。接着面には櫛状の工具で付けられた6条の凹線が残る。

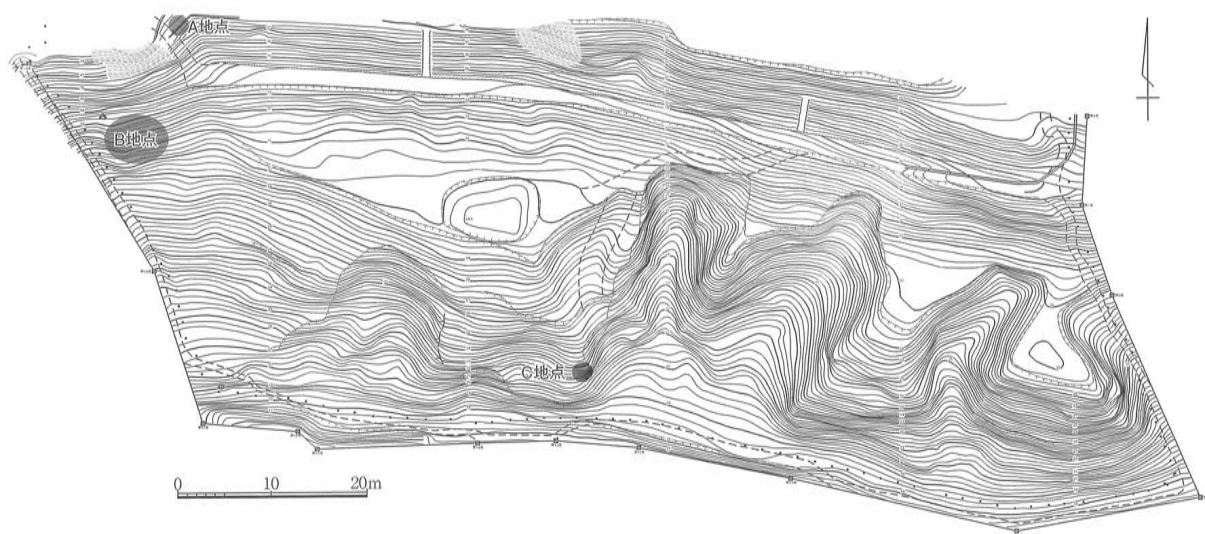
丸瓦 4は凹面にコビキA技法の痕跡と成形用の桶から抜くための吊紐痕が明瞭にみられる。5は端部付近の破片である。凹面にコビキB技法の痕跡と成形用の桶から抜くための吊紐痕が残る。6は端部片である。やや不明瞭であるが、凹面にコビキB技法の痕跡が認められる。7と8は表面が磨滅しているためコビキ技法の判断はできなかった。

平瓦 9は小片で、表面および断面が被熱しているようにみえる。

(2) 陶磁器

陶磁器は、陶器2点、磁器2点を採集した。

陶器 10は器高3cm、器径6.3cm、口縁部径6.1cm、高台部径2.6cmの小碗である。欠けた部分のない完形品である。全体の上半分に白色釉がかかる。見込部分には、重ね焼きに用いた三脚の窯道具痕が残る。露胎部分の土見せは褐色であるが、高台外周に3つの灰白色円形痕があり、これは重ね焼きをするための目に積んだ跡である。白色釉は内面と外面で汚れた部分が認められた。汚れは洗浄しても落ちないことから、熱によって釉が融け、そこに土が付着し、そのまま冷えて固まった可能性がある。口縁端部は、白色釉に褐色の胎土が薄く透けている。白色釉は貫入と黒い斑点が細かくはいり、褐色の胎土に垂れることなく水平である。高台は浅く小さいものの、ロクロ削り出しによって明瞭な角と外周に溝ができ、設置面の畳付け



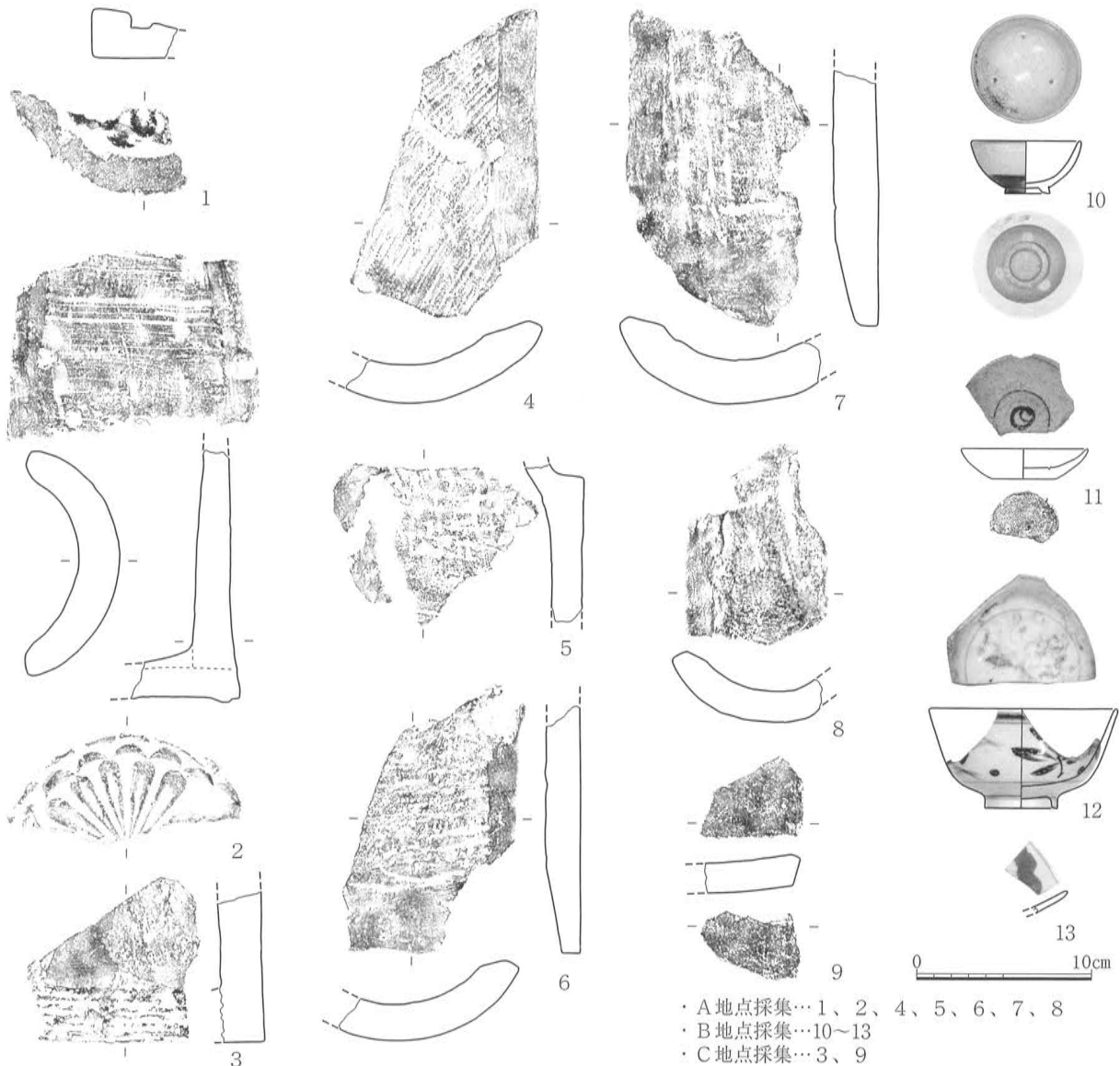
第7図 大光明寺陵 遺物採集位置図(1/800)

が狭い均整のとれた形に作られている。製作工程としては、まず①露胎の素地を整形後、②粘土などの目に積んで重ね焼きし、③素地に白色釉をつけ、④三脚の窯道具をかませて重ね焼きするという順序が考えられる。素地と釉部分の重ね焼きで窯道具を変え、釉もおそらく意図的に垂れないようにしていることなどから、全体として作りが丁寧である。上記の特徴により、10は唐津焼のなかでも白唐津や斑唐津と呼ばれるものと考えられる。

11は器高1.75cm、復元器径7.3cm、復元口縁部径7.2cm、底部径3.6cmの小皿である。全体の3割ほどが残る。見込部分には深い凹線の内側に黒で二重の円文が描かれたのち、薄緑色の釉がかけられている。露胎部分の素地は褐色で、底部は回転糸切り技法で切り離されている。黒色で器面に二つの円文を描く陶器は唐津焼に特徴的なものであることから、10と同じく11も唐津焼と考えられる。

磁器 12は器高5.7cm、復元器径10.8cm、復元口縁部径10.6cm、高台部径4.2cmの碗である。全体の4割ほどが残る。内面・外面ともに呉須による手書きの染付が施されたのち、高台の畳付以外に透明釉がかけられている。見込部分には重ね焼きに用いた五脚の窯道具痕が残る。

13は残存長2cmの皿口縁部である。全体の1割も残っていない。内面に呉須による手書きの染付が施されたのち、全体に透明釉がかけられている。(横田)



第8図 大光明寺陵 採集遺物実測図 (1/4)

6 調査成果の検討

(1) 調査地の遺構について

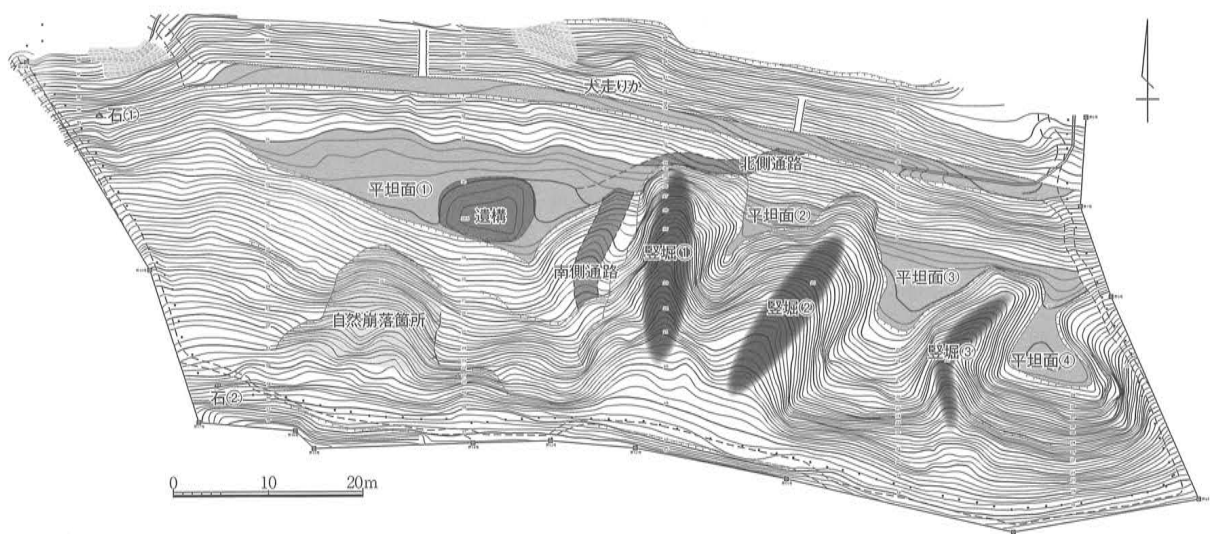
調査地は、豊臣秀吉の隠居屋敷・指月伏見城（遺跡名：指月城跡）の範囲内にあり、今回の外形調査でもそれらにかかわる可能性がある遺構が認められた。伏見城といえは、一般的に豊臣秀吉の木幡山伏見城の印象が強いと思われるが、本陵周辺でおこなわれた近年の発掘調査⁽³¹⁾で、前述の隠居屋敷・指月伏見城の遺構と遺物が検出され、注目を集めている。伏見城については、山田邦和⁽³²⁾や森島康雄⁽³³⁾と同じく、第1期（秀吉指月隠居屋敷）、第2期（秀吉指月伏見城）、第3期（秀吉木幡山伏見城）、第4期（家康木幡山伏見城）と変遷を考えておきたい。ここでは、外形調査で認められた第1・2段階それぞれの遺構の時期について、伏見城のものであればいつ頃のものか考察する。

第1段階の遺構 遺構の概要で推定した平坦面①から④までつながった曲輪がこの段階のものである。平坦面①の窪み、犬走り、北側通路もこの段階の可能性はある。今回の調査地は、櫻井成廣が加賀藩史料や地形などをもとに「即ち光明帝陵附近が本丸で、帝陵の南裏に廻って見下すと帯曲輪の一部かと思われる段が見られる。」⁽³⁴⁾とした場所に相当する。櫻井が帯曲輪の一部かとしているものは、本報告の平坦面のことであろう。隠居屋敷が指月伏見城のものかはおくとしても、筆者も櫻井と同じく主郭が調査地北側にあったと考えている。調査地西方には、平坦面が続かないことから、本報告で推定した平坦面①から④までつながった曲輪は、主郭のため前面に設けられたものと思われる。

第2段階の遺構 この段階で特徴的な遺構は豎堀である。豎堀は、主郭前面の曲輪を掘削して設けられていることから、この段階に調査地の防御的性格が強まったのみならず、主郭および施設全体の防御的性格もまた強まったと考えられる。南側通路もこの時期のものとして位置づけたが、通路幅は狭く、上の曲輪（平坦面①）へ至る虎口のような性格があった可能性がある。

遺構の時期 測量調査で確認された遺構については、表面観察のみで遺物を伴うものでないことから、その時期を特定することが困難である。ここでは、遺構の変化とその性格によって、いつ頃のものかいくつかの可能性を示しておきたい。まず第1段階の遺構については、戦国期より出現する主郭にともなう曲輪が存在し、豊臣秀吉による開発まで調査地に城館や城郭があったという記録はないことから、これを伏見城第1期ないし第2期の遺構としてよからう。

つぎに第2段階の遺構については、曲輪を分断するように豎堀が設けられることから、伏見城第1期の指月隠居屋敷ないし第2期の指月伏見城について、より防御的性格を強める必要性が生じたために設けられたものと考えられる。そうした場合、調査地において隠居屋敷から本格的な城郭へと整備がおこなわれた伏見



第9図 大光明寺陵 調査地遺構図 (1/800)

城第2期にこれらの堅堀が設けられた可能性がある。第1段階の曲輪について、堅堀と同じく伏見城第2期に造られた可能性もないではないが、この地に曲輪が設けられる歴史的必然性を考えると、古いところでは伏見城第1期を除いてほかにないことから、ここでは第1期のものである可能性を示しておきたい。

(2) 調査地の遺物について

①瓦

調査地採集の瓦は9点しかなく、それらだけで遺物の性格や位置づけを考察するにはあまりに少ない。ここでは、それらの歴史的な位置づけを考えるため、平成29年6月20日から22日まで、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課分室にて実施した、指月城跡出土資料の調査概要について述べ、資料調査で得られた知見をもとに採集遺物の性格について考察する⁽³⁵⁾。

資料調査の概要 指月城跡出土資料の調査では、整理用コンテナごとに資料を実見した。実見した指月城跡出土資料の調査番号は、14 F 529・14 F 018・16 A 001である。製作技法の観察では、主として丸瓦にみられるコビキ技法の痕跡を確認したが、すべて鉄線引きのB技法であった。

また、瓦当について当庁採集のものと同範もしくは同文のものがないか確認したところ、同様に外縁を有する菊花紋軒丸瓦があった。その他、展示中だったため、範傷など詳細には観察できなかったが、当庁採集の2重8葉の菊花紋軒丸瓦と同文の軒丸瓦も指月城跡の調査で出土していた。発掘調査で出土したものではないが、大光明寺陵と同じ宇泰長老で採集された瓦も今回の資料調査で実見した。こちらもコビキ技法が確認できるものはすべてB技法で、当庁採集資料と同文の2重16葉の菊花紋軒丸瓦があった。

瓦の種類について、通常の丸瓦や平瓦のほか、平成28年度出土資料(註(31)文献の熊谷2017に掲載)では、水切りの低い平谷瓦(図20-17・18)や平谷瓦に組み合わせる丸瓦(図20-19)の存在も確認した。

資料調査の成果 資料調査では、主に文禄元年(1592)より指月の丘に豊臣秀吉の隠居屋敷(指月伏見城)が造られてから文禄5年に大地震で倒壊するまで、使用期間が短い瓦について調査をすることができた。

その結果、京都市文化財保護課の調査では、コビキA技法による丸瓦が1片も出土しておらず、有限会社京都平安文化財が指月城跡でおこなった平成27年の調査でも、A技法はほとんどなく、B技法のものが大半とのことである⁽³⁶⁾。これにより、少なくとも京都の丸瓦製作技法は、文禄元年にはA技法からB技法へと転換したことがわかる⁽³⁷⁾。

ただし、文禄元年にコビキ技法の転換が完了していたとすると、当庁採集資料のA技法痕跡が残る丸瓦片や、有限会社京都平安文化財の調査で出土したという少数のA技法の瓦をどのように考えるかは問題である。これらについては、必ずしも伏見城にかかわるものとは限らない。本報告では、指月伏見城を造る際に淀城より天守などを移したという『駒井日記』の記述により、淀城から移された瓦のほか、聚楽第からも移されてきたという建物⁽³⁸⁾に伴う瓦の可能性を考えておきたい。

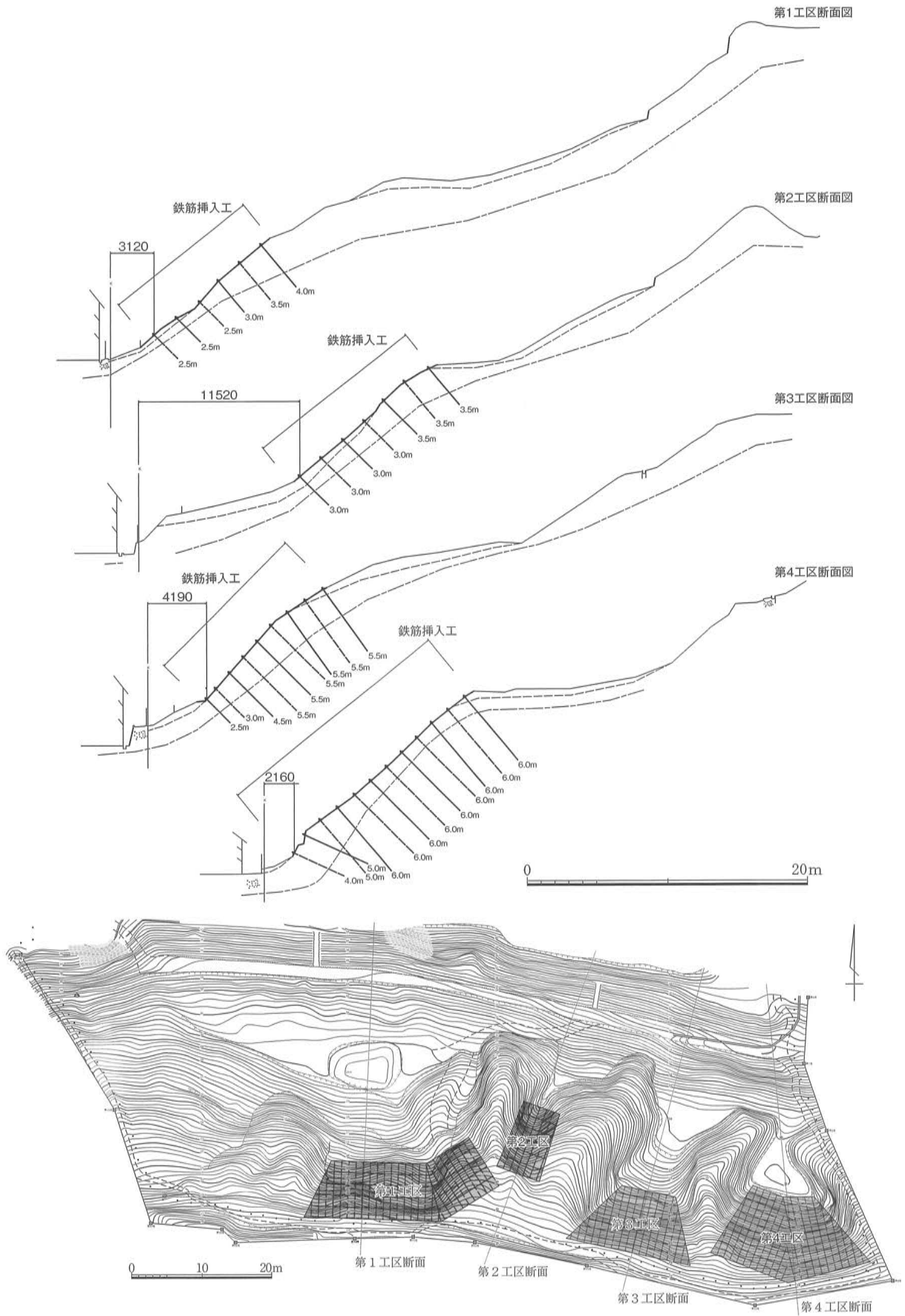
また、当庁採集の2重16葉菊花紋軒丸瓦は、上記指月城跡出土の瓦に同文のものがあり、A技法の瓦のみで構成される築造時の聚楽第に同文のものがみられない。この2重16葉菊花紋軒丸瓦は、B技法の痕跡が残ることからも文禄元年の指月隠居屋敷築造以降に作られたものと考えて大過ないだろう。

京都市文化財保護課による平成28年度調査で出土した平谷瓦やそれと組み合わせる丸瓦の存在からは、破風付きなどの谷部をもつような建物が存在したことがわかるが、詳細な構造は不明である。

小結 資料調査の結果、当庁採集資料のうち少なくとも瓦当の残るものについては、指月隠居屋敷・指月伏見城のものであることが明らかとなった。また、資料調査前は、指月隠居屋敷築造時におけるコビキA技法とB技法の使用比率も不明であったが、現在の資料状況よりほぼB技法に限られることも判明した。

②陶磁器

調査地採集の陶磁器は4点しかなく、京都市文化財保護課の調査でも、有限会社京都平安文化財の調査でも、瓦以外に陶磁器類の出土はきわめて少なかったとのことである。ここでは、当庁採集の陶磁器の位置づけをおこなう⁽³⁹⁾。まず、12・13の磁器については、磁器の国内生産初現が17世紀以降と考えられることから、豊臣秀吉の指月隠居屋敷・指月伏見城にともなうものでないことは明らかである。とくに12の磁器碗



第10图 大光明寺陵 調査地工事图 (断面 1/400、平面 1/800)

については、五脚の窯道具を挟んで焼かれていることから、江戸時代でも後期以降のものであろう。つぎに、陶器については、10・11ともに唐津焼と考えられる。唐津焼のなかで内湾する低い体部をもち、高台外周に高台削り出し時についた細い溝がある碗は古相のものに多く、17世紀前半の底部糸切り小皿は11よりも底部から体部への傾斜角が急であることから、10・11については16世紀末頃のもの可能性がある。

出土した陶磁器のうち、陶器について上述のように16世紀末まで遡り得るとした場合、これらは文禄5年の大地震発生まで指月伏見城で使用されたものとも考えられる。10の小碗表面にみられる釉が融けたのは、地震によって起きた火災が原因とも推測できるが、詳細は不明である。(横田)

まとめ

外形調査の結果、曲輪や堅掘といった城館や城郭に特徴的な遺構の地形がみられたことから、調査地には豊臣秀吉の指月隠居屋敷および指月伏見城の遺構が残存している可能性が高いことが明らかとなった。また、採集遺物のなかにそれらの遺構に伴うであろう2重16葉菊花紋軒丸瓦があり、その丸瓦部にコビキB技法の痕跡が残っていたことは瓦の製作技法の変化を考えるうえでも重要である。

調査地で平成29年度防災整備工事を実施した際には、測量調査の成果をふまえて遺構が損傷することのないよう事前に工法を検討し、作業時にも最大限の注意を払った。工事の際には桃山陵墓監区事務所職員が立ち会ったが、遺構や遺物の出土はなく、予定通り施工された。(清喜・有馬・横田)

註

- (1) 『中右記』寛治7年12月24日条。
- (2) 『中右記』永長元年6月3日条。
- (3) 『中右記』永久2年10月24日条など。
- (4) 『兵範記』仁安2年8月10日条。
- (5) 『葉黄記』宝治9月14日条など。
- (6) 『公秀公記』徳治3年6月15日条。
- (7) 『中右記』元永2年(1119年)6月28日条。
- (8) 「建保2年2月17日 平親範置文」『鎌倉遺文』第4巻、文書番号：2085。
- (9) 『大日本史料』応永5年1月13日条に引用の「相国寺塔頭末派略記并歴代」の記事による。
- (10) 『大日本史料』文明11年8月4日条による。
- (11) 山田邦和「伏見城とその城下町の復元」日本史研究会編『豊臣秀吉と京都一聚楽第・御土居と伏見城一』文理閣、2001年。
- (12) 『鹿苑日録』文禄元年8月17日条。
- (13) 『駒井日記』文禄3年3月17日条、同20日条、同27日条。
- (14) 『当代記』文禄4年「秀次滅亡事」。
- (15) 『義演准后日記』文禄5年閏7月13日条。
- (16) 『義演准后日記』慶長5年8月1日条など。
- (17) 『徳川実紀』「台徳院殿御実紀」元和5年8月条。
- (18) 『徳川実紀』「台徳院殿御実紀」元和9年7月13日条。
- (19) 大光明寺は、文禄年間に秀吉によって再興され、慶長年間に焼失、元和年間に相国寺内へ移転したという。
註(9)に同じ。
般舟三昧院の上京移転は慶長6年のことと思われる。
『言経卿記』慶長6年6月11日条。
- (20) 『徳川実紀』「常憲院殿御実紀」元禄12年4月条。
- (21) 谷森善臣『山陵考』「大光明寺陵」。

- (22) 註(20)と同じ。
- (23) 「是歳攝津島下郡粟生村勝尾寺境内光明院天皇陵ヲ修營シ守戸ヲ置ク」『諸陵寮誌』1元治2年条(宮内公文書館所蔵、識別番号:33252)。
- (24) 件名録により、教部省『考証録』明治7年に「第三九號 後嵯峨院天皇、龜山院天皇及光明院天皇御陵勘註書下戻シ方史官へ照會ノ件」、教部省『考証録』明治8年3に「第八六號 光明院御陵ハ検査ノ上上申スヘク顯宗天皇以下ニ就キ決定セラレタキ旨土方大内史へ回答ノ件」という文書が存在していたことを確認できるが、現物は焼失しているため、詳細は不明である。
『諸陵寮公文書類件名録』1(宮内公文書館所蔵、識別番号:40073)。
- (25) 「光明院天皇未定陵攝津国勝尾山守戸ヲ廢シ當分開成皇子墓墓掌丁ヲシテ兼務セシム」『諸陵寮誌』1明治10年9月条、註(23)と同じ。
- (26) 『法規分類大全第二編』卷6 宮廷門 儀制門 族爵門、内閣記録局、1893年。
- (27) 『栄仁親王・治仁王御墓勘註抜書決定書』(宮内公文書館所蔵、識別番号:40286)。
なお、本資料は栄仁親王墓と治仁王墓の決定書類の写しであるが、その内容には乱れがある。
- (28) 『大光明寺陵沿革』、宮内公文書館所蔵(識別番号:40541)。
- (29) 区域名:桃山B、区域番号:あ432-226。
- (30) 森田克行「畿内における近世瓦の成立について」『摂津高槻城本丸跡発掘調査報告書』、高槻市教育委員会、1984年。
- (31) 奥井智子「伏見城跡・指月城跡(14F529)」『京都市内遺跡発掘調査報告』平成27年度、京都市文化市民局、2016年。
熊谷舞子「伏見城跡・指月城跡(14F018)」『京都市内遺跡発掘調査報告』平成27年度、京都市文化市民局、2016年。
熊谷舞子「伏見城跡・指月城跡」『京都市内遺跡発掘調査報告』平成28年度、京都市文化市民局、2017年。
- (32) 註(11)と同じ。
- (33) 森島康雄「それでも指月伏見城はあった」『京都府埋蔵文化財論集』第6集、京都府埋蔵文化財調査研究センター、2010年。
- (34) 櫻井成廣『豊臣秀吉の居城』聚楽第/伏見城編、日本城郭資料館出版会、1971年。
- (35) 資料調査では、京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課および同課の熊谷舞子氏、京都市考古資料館にお世話になった。記して感謝申し上げます。
- (36) 小森俊寛『2015伏見指月丘発掘調査成果、概要』、2016年4月22日。
上記文献の出土資料について、有限会社京都平安文化財および同社主任調査員の植山茂氏よりご教示いただいた。記して感謝申し上げます。なお、同社の資料は整理途中であり、本報告中記述の責任は筆者にある。
- (37) コビキAからB技法への転換時期や契機については諸説が存在する。たとえば、下記の森島康雄論文中では、天正19年(1591)の「京中屋敷替え」をコビキB技法出現の契機としている。筆者は、森島が説く天正14年の聚楽第築造時にはコビキAのみで構成されているという見解について、コビキA技法の存続年代を明確にした点において、大変重要と考えている。ただし、コビキB技法の上限については、山崎信二が下記文献で述べる広島県尾道市浄土寺阿弥陀堂の天正20年銘軒瓦が記年銘の残るコビキB技法上限の確実なものであることから、わずか1年の違いであるが、天正19年(1591)の「京中屋敷替え」がコビキ技法転換の契機となったものではない可能性も残っている。ゆえに、筆者は文禄元年(天正20年)より始まった文禄の役とそれに連れて来られた瓦工によって、コビキB技法や滴水瓦がほぼ同時期にもたらされた外的要因も考えているが、朝鮮半島側の同時代資料を検討できておらず、傍証に乏しいため、可能性を指摘するにとどめておく。
森島康雄「聚楽第と城下町の瓦」『織豊城郭』創刊号、1994年。
山崎信二「近世瓦におけるコビキB(鉄線切り)出現の年代」『考古学論究』、真陽社、2007年。
- (38) 註(14)と同じ。
- (39) 陶磁器の年代推定には下記文献を参考とした。
九州近世陶磁学会『九州陶磁の編年』、2000年。